平成２２年（フ）第１０８号
岐阜市鏡島精華１丁目４番34－501号
ビューハイツ鏡島
債務者　宮坂　政司
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
静岡県沼津市足高322番地の190
債務者　金本　正男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
愛知県清須市清洲2585番地２　エーデルハイム101
債務者　大橋　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
三重県志摩市磯部町上之郷361番地
債務者　松田　滋夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１６５５号
大阪府門真市新橋町29番２号
債務者　兵頭　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６１号
大阪府門真市上野口町18番17号
債務者　須知　美香（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６１２号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目12番１号
キャピタルリッチＢ101号室
債務者　鳳野都志子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３２号
大阪府羽曳野市野々上５丁目９番６号
債務者　尾屋　好明
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２２号
堺市堺区戎之町東１丁１―10　ロイヤルコート８番館305、住民票上の住所堺市南区竹城台２丁１番29―202号
債務者　河野　悦幸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６５号
大阪府松原市三宅西４丁目534番地の５
ローレルハイツ東天美712号
債務者　田中　晃雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８８号
堺市北区新金岡町３丁５番７―209号
債務者　喜福カツエ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４７号
堺市中区深井沢町276番地１　５棟308号
債務者　北西　博美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番32号
債務者　杉元　英子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
大阪府高石市加茂２丁目31番12号
債務者　藤本　寛子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
大阪府南河内郡太子町大字春日1529番地の５
債務者　上谷　正美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
堺市南区原山台１丁７番４―206号、前住所堺市南区原山台３丁１番13―205号
債務者　前田　亜紀
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
堺市中区深井北町3181番地　サニービレッジ303号室、前住所堺市中区深井沢町3195番地セリバ・ノーブル深井407号
債務者　住田　和人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
大阪府柏原市上市３丁目15番12―601号
債務者　宮本　裕恵
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係